

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成20年度)

基金の名称	畜産経営維持安定特別対策基金
法人名	社団法人 全国畜産経営安定基金協会
基金額(国庫補助金等相当額)	3,679百万円(3,679百万円)(平成20年4月1日現在)
基金事業の概要	○ 都道府県農業信用基金協会に対して、大家畜経営維持資金、BSE対応畜産経営安定資金、大家畜経営改善償還推進資金及び家畜疾病経営維持資金に係る債務保証の弁済に伴う損失補てん

2. 見直し結果(平成20年度)

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※1))	○ 今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
基金事業を終了する時期	○ 平成27年度までに事業を終了する。
次回の見直し時期	○ 次回見直しは平成23年度までに実施する。
基金事業の目標 目標達成度の評価	○ 畜産経営の維持・安定 —
基金の保有割合	○ 算出した保有割合は、1.0であった。算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。
基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式) 保有割合＝直近年度末の基金額÷事業が完了するまでに必要な補てん額 ＝3,679百万円÷3,814百万円  (算出に用いた数値) 直近年度末の基金額:平成19年度末の基金額:3,679百万円 事業が完了するまでの必要見込額:3,814百万円 (内訳) ①BSE対応畜産経営安定資金に係る損失補てん見込額 :117百万円 ②家畜疾病(16～19年度)の融資に係る損失補てん見込額 :427百万円 ③家畜疾病(20年度以降)の融資に係る損失補てん見込額 :3,270百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(※2)	使用見込みの低い基金等の該当の有無 無 [有の場合]該当する理由 — (使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果) —
その他	—

(※1)「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日行政改革推進本部決定)

(※2)「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。